（別紙２）

児童福祉法第35条第5項に規定する保育所の設置の認可に係る

欠格事由に該当しない旨の証明書

法人の役員等が次のいずれにも該当しないことを証明します。

なお，本証明について，虚偽の事実が判明した場合には，認可を取り消されても異議はありません。

（元号）　　年　　月　　日

（法人名）

（代表者名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　※記名・押印又は署名（自署）

イ　禁錮以上の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなるまでの者。

ロ　児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなるまでの者。

ハ　労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなるまでの者。

ニ　法第58条第１項の規定により認可を取り消され，その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては，当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み，当該認可を取り消された者が法人でない場合においては，当該通知があつた日前六十日以内に当該保育所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）。ただし，当該認可の取消しが，保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して，ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。

ホ　申請者と密接な関係を有する者が，法第58条第１項の規定により認可を取り消され，その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし，当該認可の取消しが，保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して，ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。

ヘ　法第58条第１項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第十二項の規定による保育所の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で，当該保育所の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないもの。

ト　法第46条第１項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第58条第１項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として 厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。） までの間に法第35条第12項の規定による保育所の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で，当該保育所の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないもの。

チ　ヘに規定する期間内に法第35条第12項の規定による保育所の廃止の承認の申請があつた場合において，申請者が，ヘの通知の日前六十日以内に当該申請に係る法人（当該保育所の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申請に係る法人でない保育所（当該保育所の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で，当該保育所の廃止の承認の日から起算して五年を経過しない者。

リ　認可の申請前五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者。